

全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託仕様書

1. 業務名

全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業

2. 業務目的

障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害者の社会参加の促進と、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 業務内容

令和6年6月16日（日）に奈良県で開催される第23回全国障害者スポーツ大会知的障害者団体競技（フットソフトボール競技）近畿地区予選会、令和6年10月26日（土）～10月28日（月）に佐賀県で開催される第23回全国障害者スポーツ大会への奈良県選手団派遣にかかる以下の業務を実施すること。

（1）近畿大会準備・開催について

- ① 会場の設営、協議の実施に必要な機材等の確認、準備を行う。
- ② 競技に必要となる賞状、メダルを準備する。
- ③ 安全かつ円滑に競技ができるように運営を行う。
- ④ 医師、看護師、ボランティアスタッフの配置、業務の説明を行い、謝金を支払う。医師に対する謝金は半日10,000円、看護師に対する謝金は半日5,000円、ボランティアスタッフに対する謝金は1日1,000円で算出するものとする。
- ⑤ 成績優秀者に賞状、メダルを授与する表彰式の運営を行う。

（2）出場選手の選考、参加確認、決定及び引率役員の選考について

- ① 個人競技については、県が設置した選手選考委員会を受託事業者が開催・運営するものとし、当該委員会において、2024奈良県障害者スポーツ大会出場選手の中から成績等を参考に出場選手等を選出し、参加確認を行うこと。なお参加確認後、県が最終決定する。

※選手選考委員会については、県が障害者スポーツに関する団体・施設等の職員、特別支援学校教諭等から委員を選任する。

- ② 団体競技については、近畿ブロック予選会で優勝したチームとする。
- ③ 引率役員については、出場選手の派遣にあたり、介助、引率に必要な役員を障害者スポーツに係る知識・経験を有する者の中から選考し、県の確認を経て最終決定する。

（3）出場選手等の登録について

出場選手について、障害程度確認を実施のうえ、出場選手、引率役員及び看護師（1名以上）を大会事務局に登録する。

（4）選手団のユニフォーム調達について

- ① 出場選手及び引率役員に対し、奈良県ユニフォームのサイズ調整、調達、配布を行う。
- ② ユニフォーム調達に関し、過去5年間程度の調達実績と同程度かつ奈良県選手団と

しての品位を損なわない品質のものとなるよう、納品業者の選定については適切に行うこと。

(5) 強化練習の実施について

- ① 出場選手決定後、本大会までに4回の強化練習を実施する。
- ② 新型コロナウイルス等感染症対策をし、消毒や選手同士が密にならないよう練習場所を広めに準備するなど対応すること。
- ③ 選手の体調管理について、役員、ボランティアスタッフが選手の体調を管理すること。
- ④ 安全かつ円滑な強化練習の運営に必要なボランティアスタッフ等の確保のため、関係機関等へ協力依頼を行い確保すること。
- ⑤ スタッフの配置場所、担当業務について、スタッフマニュアルを作成すること。

(6) 選手団の派遣について

- ① 選手団の派遣に必要な各種手配及び経費支払いに関する業務
- ② 大会実施事務局からの各種照会、申込依頼への対応業務
- ③ 大会期間中の出場選手、引率役員にかかる対応、連絡調整業務
- ④ 集合場所から大会各会場への選手団の引率、及び大会終了後解散場所までの引率
なお、集合場所及び解散場所は、心身障害者福祉センターとする。

(7) 選手団結団式及び激励式の開催について

- ① 強化練習日（第1回）又は派遣日程初日に、奈良県において選手団結団式及び激励式を実施する。
※県と受託者で調整し、実施日を決定する。
- ② 実施に関する案内・周知等は受託者が行うこと。
- ③ 選手等が密にならないよう会場設置を行い、手洗い、消毒等の対応を行うこと。

(8) 派遣日程等

- ① 派遣日程：令和6年10月24日（木）～10月29日（火）
- ② 選手団派遣予定人数
選手40名（陸上9名、水泳3名、卓球6名、フライングディスク3名、ボウリング1名、ボッチャ2名、サッカー16名）
引率役員（看護師を含む）20名（個人競技18名、団体競技2名）
- ③ 選手団の人数については、選手選考実施後に確定するため、上記予定人数は変更になる場合があり、また、契約締結時に予期できない経費の増減（選手団の人数変更による増減を含む）については、協議のうえ、契約額を変更する場合がある。

(9) その他

- ① 各競技の出場選手及び引率役員、看護師については、強化練習時、派遣期間中は傷害保険（旅行障害保険）に加入すること。
- ② 派遣期間中の補償内容については、死亡・後遺障害保険金1,000万円以上、個人賠償責任保険金額3,000万円以上、携行品損害保険金額5万円以上を満たすものとする。
- ③ 選手団の負傷その他の事故については、大会事務局の指示に基づき、必要な措置を

講じること。

- ④ 選手団の旅費については、電車はグリーン車等を使用しないこととし、複数の事業者から見積を取得するなど、経費の節減を図ること。
- ⑤ 選手団の宿泊費は、主催県の指定する額に基づき算出するものとする。
- ⑥ 選手団の昼食弁当代、水分補給飲料代及び入湯税等については、選手、役員ともに自己負担とする。しかし、やむを得ない事情がある場合は、委託料の範囲内で負担することができるものとする。
- ⑦ 引率の看護師に対する謝金については、1日15,000円、ボランティアに対する謝金は1日1,000円で算出するものとする。
- ⑧ 県の判断により天災の発生等、やむを得ない事情によりイベントを中止することがある。この場合の委託料の取り扱いは県と協議の上、県が決定する。

4. 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

5. 議事録作成

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

6. 総括責任者の選任

業務の遂行に必要な指導監督を行う総括責任者を1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

7. 事業完了報告書の提出

受託者は、受託業務の実施内容について記録を残し、業務完了後、速やかに事業完了報告書及び収支報告書を作成のうえ提出することとし、事業完了報告書には、派遣までの業務内容、派遣期間中の状況及び結果報告等の業務実施内容等について記載することとする。

また、県は業務実施状況等につき、受託者に報告を求めることができるものとする。

8. 費用負担

本業務の履行にかかる費用については、すべて受託者が負担するものとする。

9. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

10. 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

11. その他事項

(1) 再委託について

本件業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部

を第三者に再委託しようとする場合、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、この場合、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 留意点について

新型コロナウイルス等感染症の拡大防止のため、感染状況等を考慮し、全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業の一部、若しくは事業の中止又は延期することがある。この場合、契約締結後の契約変更を行う場合がある。

(4) その他

物品、報償費、旅費、食糧費、使用料及び賃借料等の支払の際には、社会通念上妥当と考えられる金額に基づいて執行を行うこと。

業務期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託事業者が協議の上決定するものとする。

<別 記>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。